

○ 委員長報告

6月定例会本会議で報告された農林水産委員長報告は、以下のとおりです。

平成27年6月定例会

農林水産委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、鳥獣害対策についてであります。

このことについて一部の委員から、被害状況と対応はどうか。また、捕獲した獣肉の食肉処理施設等の要望はないのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、昨年度の農作物被害額は3億8,160万円で前年度比101%、被害面積は329.8haで前年度比103%となっている。また、鳥獣別ではイノシシが全体の約6割を占め、ニホンジカによる森林被害については、南予に被害が集中しているが、法皇山系にも被害が発生するなど、生息域の拡大が懸念されている。

県では、庁内関係課からなる鳥獣害防止対策班や鳥獣害防止対策推進会議等を通じて、関係団体間の情報共有や連携強化に努めているほか、平成24年度から特定鳥獣管理計画に即して、イノシシ・ニホンジカの年間捕獲目標をそれぞれ2.5、2.7倍とするなど予算を倍増して捕獲を強化している。

併せて、地域住民参加による集落ぐるみの鳥獣害防止対策を実施し、鳥獣害を受けにくい集落づくりの定着と普及を図るとともに、若者等を対象としたハンター養成塾の開催や新技術を用いた捕獲・防除対策についての実証などにも取り組んでいる。

なお、食肉処理施設等については、数次にわたり調査を行ったものの、運営経費や地元同意等の調整がつかないことから要望に至っていないが、今後とも、市町等の実情に応じて対応していきたい旨の答弁がありました。

第2点は、温州みかん緊急需給調整特別対策事業についてであります。

このことについて一部の委員から、極早生温州みかんの生産推移と今後の農業団体や産地に対する県の対応はどうか。また、今後は行政主導で生産目標を定めて、農業団体、生産者等へ強く指導していくべきと考えるがどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本県の極早生温州みかんは、平成16年産で2万9,100トン、平成25年産で2万3,200トンと10年間で6,000トンの減となっており、農業団体と一体となって果樹経営支援対策による改植をはじめ、毎年度生産出荷団体が定める出荷数量目標の徹底等、産地指導に努めてきた。

また、今後とも、需要に応じた生産を進めるため、昨年度より実施している加工原料対策により、加工原料となる温州みかんを生産するメリット感を生産者に伝えるとともに、今年度より要件が緩和された緊急需給調整特別対策については、機動的に市場隔離対策が発動できるよう、みかん生産県が一丸となって取り組むほか、農業団体においても削減目標の推進を検討していると聞いており、引き続き、連携して取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第3点は、農協改革についてであります。

このことについて一部の委員から、国会で審議中の農協法一部改正案の内容及び今後のスケジュールはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、改正案の主な内容の第1点は、JA中央会制度は廃止し、平成28年4月1日の法施行日から平成31年9月末までに、現在の特別認可法人から、JA全国中央会は一般社団法人に、県中央会は農協法に規定する連合会に移行する。

第2点は、JA全国中央会の監査権限を廃止し、監査部門は新たな監査法人として分離独立させ、信用事業200億円以上の規模を持つJAに対し、公認会計士による会計監査を義務づける。

第3点は、JAの理事構成を見直し、過半数は原則として認定農業者または農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者とする。

第4点は、准組合員の利用制限については、法施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の事業の利用状況及び農協改革の実施状況の調査を行い、検討を加え結論を得る等となっている。

なお、本法案が、今国会中に成立した場合には、関係政省令の改正作業後、平成28年4月1日施行に向けて、国による説明会等が開催されるものと考えており、国会における議論を注視していきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・農業農村整備事業予算の確保
- ・愛媛県農村防災支援隊
- ・技術系職員の確保
- ・耕作放棄地対策と担い手対策
- ・漁協合併

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。